令和８年（フ）第７８９号
埼玉県川越市大字的場2845番地11　（関根コーポ205号室）
債務者　浅井　義一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１６３８号
札幌市中央区南３条東２丁目１番地　パシフィック南３条404号
債務者　木村　友樹
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５７号
札幌市西区西野１条５丁目３番５号
債務者　香林　　空
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９１号
札幌市白石区北郷７条10丁目１番35―301号
債務者　髙橋　友里
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８２８号
札幌市北区北33条西３丁目１番21号　ＳＲ33―301号
債務者　一戸　隆次
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８３４号
札幌市中央区南１条西22丁目２番23―503号
債務者　木本　啄望
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８４３号
札幌市北区新琴似６条６丁目３番19号　コーポ英Ｂ205号、申立時の住所札幌市北区新琴似８条13丁目６番１号
債務者　佐々木貴子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０７号
札幌市豊平区美園２条５丁目１番３―203号
債務者　松枝　　楓
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１１号
札幌市北区新川８条17丁目769番地10
債務者　伊藤　優平
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９２３号
札幌市東区北15条東18丁目４番23号　北星ハイツＡ210号
債務者　阿部　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５７号
札幌市白石区南郷通14丁目北２番31―201号
債務者　吉村　桜子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０１８号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番７―111号
債務者　柳谷あゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１３号
北海道旭川市７条通８丁目38番地の12　ルーベデンス７条601号室
債務者　森本亜紀子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２８号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番３―18号　道住82Ｒ３―18号
債務者　赤坂　稔之
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９号
北海道標津郡中標津町西５条北５丁目６番地１
債務者　工藤　忠利
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３１９号
盛岡市三本柳２地割28番地６　アップルコートＡ102号
債務者　長沼　優弥
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３２７号
盛岡市下米内字馬場野14番地１
債務者　渡邊　天那
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部